低い人権意識丸出し

「生活保護なめんな」ジャンパー

神奈川県小田原市の生活保護担当職員が「保護なめんな」などの文字をプリントしたジャンパーを着用していた問題の本質は何か。受給者を蔑視する表現に批判が集中したが、職員が保護家庭を訪問する際は、本来ならジャンパーはおろか、プライバシーに配慮して服装には細心の注意を払わなければならないはずだ。小田原市の職員が敵視した不正受給についても悪質なケースはまれである。究極の非常識に直面した今こそ、生活保護の常識に立ち戻りたい。他の自治体の心ある職員と一緒に考えた。

（白名正和）

「受給者をさげすむような言葉をなぜ書けるのか、全く理解できない。職員のレベルがめちゃくちゃ低い。生活保護を知らなすぎだ」。都内の自治体で約二十年間も生活保護の業務に携わっている田川英信さん(六二)は憤る。

ジャンパー問題を振り返ろう。一月十七日の小田原市の発表によると、ジャンパーの背面には「生活保護悪撲滅チーム」を意味する「SHAT」の文字とともに「私たちは正義だ。不正受給してわれわれを欺くのであれば、あえて言う。そのような人はクズだ」などの内容が英文でつづられていた。正面左胸には「HOGO NAMENNA（保護なめんな）」と記されたエンブレムも付いていた。

約十年前の二〇〇七年、生活保護の受給資格を失った男が市役所内で職員二人をカッターナイフで切りつけた事件を機に、当時の担当係長の発案で作製した。その後に配属された職員も含めて計六十四人が購入。受給者宅の訪問時にも着用していた。

今月三日には、夏用のポロシャツの袖にも、ジャンパーと同じ「SHAT」の文字を付けていたことが発覚した。市側はいずれも不適切だと判断し、使用を禁止している。

受給者への差別と敵意丸出しの文言に目を奪われがちだが、田川さんは、そろいのジャンパーとポロシャツ自体に矛先を向ける。

「あんなジャンパーを着て訪問するのは、その家庭が生活保護を受けている事実を周囲に知らせるようなものだ。あんな服を着ていたら受給者や申請者は萎縮し、職員に何も相談できず、受給者との信頼関係は生まれない。新たな申請もしづらくなってしまう。十年間、誰も異論や疑問を唱えなかったという危機意識の無さに、恐ろしさを感じる」

田川さんによれば、実際に家のドアをたたくのも、周囲に人がいないのを見計らってからが普通だ。住宅街で不自然にならないようスーツやネクタイを避けることもある。「受給世帯は保護を受けていることを周囲に知られたくない。訪問する時は、役所の自転車は相手の家からできるだけ遠くに止めて、歩いて行く」

名古屋市内のある区に勤務する男性職員(三〇)も「受給者が複数住むような集合住宅の場合、同じフロアを順番に巡回すると、生活保護世帯ではないかと周りの人に気づかれる。だから違うフロアを行ったり来たりしながら訪問する。そこまで相手のことを考えるのが常識だ」と強調する。

男性の勤務先でも過去、防寒用にそろいのジャンパーを作ったことはあるが、何もプリントしなかった。「文字を入れるという発想自体が浮かばなかった。小田原の人は、相手のことなど何も考えなかったのだろう。ひどい話だ」

小田原市には一月末時点で二千七十四件の意見が電話やメールで寄せられている。批判が千八十八件と多数だが、「不正を許さない気持ちは大事だ」などと職員らに賛同する意見も九百件以上に上っている。

職員を襲うなどは論外だが、不正受給の実態はどうなのか。

厚生労働省は一月二十日、二〇一五年度の生活保護費の不正受給が四万三千九百三十八件で、過去最多を更新したと公表した。ただし金額ベースで見ると、支給総額の〇・5%程度だ。しかも不正額は、一二年度から減少を続けている。細かなミスが早期に発見されるようになったためだ。

大阪市内のある区で生活保護行政一筋三十年の男性職員(五〇)は「不正受給という言葉から抱くような悪意があるケースは年間数千件に一件ほど。『不正』のほとんどが、受給者の単純ミスや職員の説明不足が原因だ」と指摘する。

例えば、保護を受けながら働くある受給者が、給与を低く申告して保護費をだまし取ったとされるケース。会社側の経理ミスの可能性が高かったものの、受給者は「職場とのゴタゴタは嫌だ」と保護費の一部を自ら返還し、「不正受給」として扱われた。

高校生の子どものアルバイト代の申告し忘れも「不正受給」の代表例だ。「高校進学時に親子に説明しようとするが、親子の仲が良い家庭ばかりでないため、同席してもらえず、子どもにきちんと制度の説明が伝わらないことが多いために起きてしまう」

前出の名古屋市の男性職員が経験したケースでは、保護受給前に知人から借りた金を返すために、ケースワーカーに隠れて働いていたことがあった。「自分がいい目を見ようと考えたわけではなかった」

前出の名古屋市の男性職員の言葉を借りれば、「不正受給の統計は、逆に言えば99%以上が適正に支出されているということ」。ことさら「不正」を吹聴して生活保護予算を圧迫すれば、保護が必要な状態の人が制度からこぼれ落ちる。行政側が窓口で申請を受け付けない「水際作戦」の横行がそれを裏付ける。

北九州市では〇七年、生活保護の受給を断られた男性が「おにぎり食べたい」と書き置きを残して孤独死した。〇三年まで同市で生活保護業務を担当していた藤藪貴治さん(四七)は、役所の内部に受給者への差別意識がまん延していたと明かす。「受給者を呼び捨てにするワーカーばかりだった。家庭訪問時に飲酒していた受給者のことを『ああいうのは早く死んだ方が良い』と言う人もいた。悲劇の土台にはこういう職員の感覚があった。今回の小田原のジャンパーにも同じ感覚があるようだ」

藤藪さんは、差別意識の裏に「誤った正義感」を感じる。「受給者は『市の財政を浪費する不届き者』であり、彼らに保護を受けさせないようにするのが正義だと考えてしまっている。しかし、福祉の正義は、不正受給を許さないことではなく、一人でも多くの人に生活保護を届けることであるはずだ」

前出の田川さんは、現場の人手不足に言及する。生活保護の職員数は都市部を中心に足りておらず、一人で百数十件を担当することはざらだ。「国家資格の社会福祉士を取得している職員は五十人に一人。福祉のことが分かっていない人が職務にあたるため、誤った認識が広がる。もっと専門知識と意欲のある職員を増やし、長く勤務できるようにしなければ、再び同じようなことが起きるだろう」

田川さんは危機感を募らせる。「冗談なのかもしれないが、小田原に賛同して『うちも作ろうか』と口走った職員が私の身近にいた。今回はジャンパーというはっきりした形があるため問題が発覚したが、目に見えないジャンパーをまとっている職員は全国各地にいるのではないか」

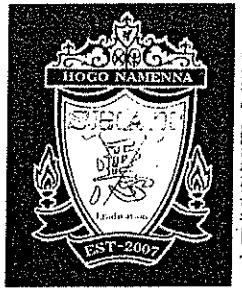

「HOGO NAMENNA（保護なめんな）」と記されたエンブレム

差別意識の裏 誤った正義感

悪質受給 実は少ない「多くは単純ミス」

生活保護の「不正受給」をめぐる動き

2012年3月	厚生労働省が不正受給対策として、警察官OBを積極配置するよう自治体側に要請。以後、配置が進む
5月	お笑い芸人の母親が生活保護を受けていたことが発覚。不正受給ではなかったが、この件を機に生活保護バッシングが強まっていく
13年4月	兵庫県小野市で、生活保護受給者らの浪費を発見した場合に市への情報提供を求める条例が施行される
15年5月	大阪市が、生活保護費の一部をプリペイドカードで支給するモデル事業を実施。応募が65世帯にとどまり、本格実施が見送られた
12月	大分県別府市など九州の自治体が、受給者がパチンコ店に通っていたことを理由に保護を一時停止していたことが発覚
17年1月	小田原市職員が「生活保護なめんな」などの趣旨の言葉を書いたジャンパーを作り、訪問時などに着用していたことが発覚。2月にはポロシャツを作っていたことも判明した

生活保護を受給できずに孤独死した男性が住んでいた家＝2007年7月、北九州市小倉北区で

28 野谷